



# 虹のマーチ

2012.11  
第23号

川越地区消防組合

## 秋の全国火災予防運動!



～平成24年度全国統一防火標語～

### 消すまでは 出ない行かない 離れない

**平成24年 秋の全国火災予防運動**

寒い季節の到来を迎え、火災発生危険が日に日に高まるこれからの季節、火災予防意識のより一層の普及・啓発を図り、恐ろしい火災の発生を防止することを目的とし、11月9日(金)から15日(木)の一週間、全国一斉に『秋の全国火災予防運動』が実施されます。

晴天の多い冬の空気は乾燥が進み、また、日一日と厳しさを増す寒さにより、多くのご家庭でストーブやヒーターなどの暖房器具の使用が始まることから、火災発生の危険が増大し、「火の元」、「火の取り扱い」への注意が最も必要な時期を迎えます。

ご家庭での暖房器具の取り扱いについては、使用前に必ず点検を行い、衣類やカーテンなど燃えやすいものの近くでの使用は避け、使用方法に誤りのないよう注意しましょう。特に石油ストーブは燃料の誤給油にも注意が必要です。平成23年中、当消防組合管内では11件の火災が発生し、その内の約4割にあたる48件が建物火災でした。建物火災の主な原因は、たばこ、ストーブ、コンロなどからの失火によるものです。火災は、日常生活の中につっそりと身を隠し、私たちの「うっかり」や「ちょっととした油断」をつけ狙っているのです。

いつも心に『火の用心』!!



当消防組合では、火災予防運動期間中に限らず、街頭での広報や、ポスターの掲示といった火災予防の普及・啓発活動を実施し、住民のみなさんへ『火の用心!!』を呼びかけていきます。

みなさん一人ひとりが火災の予防を真剣に心がけることが、恐ろしい火災から、尊い命と大切な財産を守ることにつながります。火災予防の意識を高め、火災の発生を未然に防止しましょう。

消防局予防課 TEL 222-0744

# 住宅用火災警報器を設置しましょう！



# 日頃のお手入れもお忘れなく！

## ついでにいますか？住宅用火災警報器

当消防組合管内（川越市・川島町）では、平成20年6月1日から全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

建物火災での逃げ遅れを防ぐ住宅用火災警報器は、安心と安全を守る強い味方です。



「警報器が鳴って助かった！」というケースも数多く報告されています。今回は、警報に気がつき、被害が軽減されたケースを紹介します。

●川越市内にお住まいのAさん宅での出来事。

就寝中に仏壇のロウソクが倒れ、畳を焦がしはじめました。その時、煙を感じた住宅用火災警報器が警報を鳴らしたため、Aさんはすぐに目を覚まし、火が燃え広がる前に消火することができ、大事には至りませんでした。

住宅用火災警報器は、命だけではなく、貴重な財産も守ってくれます。火災の早期発見・早期避難のために、住宅用火災警報器を設置しましょう。  
消防局予防課 Tel 222-0744

## もしも火災に遭遇してしまったら…

楽しい休日、みなさんはどのように過ごされることが多いでしょうか。ショッピングモールで買い物を楽しんだり、旅行に出かけてホテルなどに宿泊したり、外出先で過ごす開放的な休日は、心も体もリフレッシュしてくれます。

そんな休日のひと時、普段とは違う外出先で、もしも火災に遭遇してしまつたら…。みなさんはどういった避難行動をとりますか？

人間は危険を感じると、その恐怖から逃れようとパニック状態になり、次のような衝動的な行動をとりやすくなつてしまいます。

- ・日常動線志向性：日ごろ使い慣れた通路を使うこととする。
- ・帰巢性：初めて入った建物などでは、入ってきた経路を逆戻りしようとする。
- ・向光性：暗闇に恐怖を感じる習性から、明るい方向に向かおうとする。
- ・危険回避性：炎や煙から逃れるため、窓の外など、ありえない場所へ逃げようとする。
- ・追従性：大勢の人が集まっている方へついて行こうとする。

このような恐ろしいパニック行動を避けるためには、どうしたらいいでしょうか。

多くの人や、不特定多数の人が集まる建物では、火災などが起きた場合、速やかに建物から避難できるように、避難経路があらかじめ決められていて、その経路には人の絵が描かれている避難誘導灯が設置されているのです。

その誘導灯の示す道順どおりに避難すると、最終避難口まで安全に到達できるよつになつていきます。

もしもの時は、建物内の放送や係員の指示をよく聞き、定められた避難経路を

落ち着いて避難しましょう。

お出かけの際は、ぜひ誘導灯を探してみてください。

みなさんの命を守るシンボルは、必ず、よく見える場所に設置されています。避難する時に一番大切なのは「落ち着いて行動すること」です。火災予防や防火・防災について

普段の生活から心がけ、もしも火災に遭遇しても落ち着いて行動がとれるようにしましょう。

消防局予防課 Tel 222-0744



## ご存知ですか？ 消火器の最新事情

平成23年1月1日、消火器をより安全に使用できるように、消火器の規格や点検の内容を定める省令が改正されました。

現在販売されている消火器は、全て新しい規格に適合していますが、既に購入、設置されている古い規格の消火器がすぐに使えなくなるわけではありません。しかし、この改正を悪用し、高額な消火器の訪問販売や点検を強要する悪質な業者が、みなさんのお宅に現れる可能性があります。

●悪質な訪問販売にご注意！！

悪質な業者は言葉巧みにみなさんを信じ込ませます。次のような言葉を聞いたら要注意です！

- ・消防署のほうから来ました！
- ・この消火器は古い規格なので使えません！
- ・お宅の消火器は定期点検を受けていないので、新しいものに交換が必要です！

消防署では、特定の業者に消火器などの訪問販売やあつせんなどを依頼することはありません。

『あやしいな！』と思つたら、すぐに購入せず消防署にお問い合わせください。

●どうしよう？ 古くなった消火器

消火器の法定点検は一般のご家庭の消火器には適用されませんが、長い間使用せず、容器が錆つくと古くなつた消火器は大変危険です。買い替えや処分をお願いします。

消火器は家庭ごみとして捨てることはできません。処分に困つた時は、消防局予防課もしくはお近くの消防署にお問い合わせください。

消防局予防課 Tel 222-0744







# あなたの学んだ応急手当が、大切な命を救います！

## 救急フェア2012を開催しました

9月9日の「救急の日」は、救急業務に対して住民のみなさんに正しい認識を深めていただき、救急業務のより一層の高度化を図ることを目的に定められたものです。

当消防組合でも救急の日にちなみ、9月8日にカインズスーパーモール川島で、9月9日にクレアパークで、「救急フェア2012」の屋外イベントを開催し、多くの方にご来場いただきました。フェアでは、突然のけがや病気におそわれた時、救急車が到着するまでに、誰でも実施できる有効な応急手当を学んでいただきながら、その体験を通じ、応急手当の重要性を再認識してもらうことができました。

また救急フェアの屋内イベントとして、9月9日に救命講習を消防局講堂で開催し、今年度から新しくなった救急蘇生法の指針に基づき、成人への応急手当を目的とした普通救命講習Iを実施しました。



専用の人形で応急手当を体験

受講を終え、修了証を受けとった28名の方々には、命のバトンを引き継ぐ「救命リレー」の第一走者として活躍していただければと思います。

当消防組合では、住民の皆様に応急手当を学んでいただけるよう、毎月救命講習を実施しています。講習の日程などについては、当消防組合のホームページをご覧ください。消防局救急課までお問い合わせください。

消防局救急課 Tel 222-0160

## 小児・乳児救命講習を開催します

小児・乳児への応急手当を目的とした普通救命講習IIIを開催します。

小さなお子さんがのどに物を詰まらせたなら、急に意識をなくしたら、そんな方が一の時のために、この機会に受講し、尊い命を救うための応急処置の方法を身につけましょう。

開催日 平成25年3月23日(土)

開催時間 午前9時30分～午後12時30分

開催場所 川越市神明町48番地4

川越地区消防局 3階講堂

講習内容

小児・乳児を対象とした胸骨圧迫(心臓マッサージ)と人工呼吸、AED



対象

おおむね中学生以上で、川越市、川島町に在住、在勤、または在学の方

申込受付

平成25年2月22日(金)の午前10時から、電話にて受付いたします。

申込先

消防局救急課 Tel 222-0160

定員

先着30名

消防局救急課 Tel 222-0160

## 埼玉県ドクターヘリの離着陸時のお願い

「命を救う翼」と呼ばれるドクターヘリ。テレビドラマの題材にも取り上げられ、みなさんも一度は目にしたり、耳にしたりしたことがあるのではないのでしょうか。

ドクターヘリとは、救急医療用機器や医薬品を積載し、救急専門医および看護師が搭乗する救急医療専用のヘリコプターです。消防機関などの要

請を受けて救急現場などに出勤し、重症救急患者の救命率の向上を目的に運行しています。

当消防組合管内では、主に学校のグラウンドなどが離着陸地点に指定されており、出勤要請を受けたドクターヘリは、あらかじめ指定されている離着陸地点の中から、要請現場に最も近い場所を指し飛び立ちます。

ドクターヘリの離着陸時には、消防隊などが出勤し、迅速に救命連携活動を実施します。広範囲な安全の確保が必要なため、もし活動現場に遭遇しても、絶対に近づかないようにしてください。

また、離着陸の際には、散水などの対策を行ないますが、プロペラから発生する騒音や強い風などにより、近隣にお住まいの方々にご迷惑をかけるしまうことがあります。離着陸時は消防車のマイクなどで必ず呼びかけていますので、窓閉めや洗濯物の一時撤収などを、併せてお願いします。

「命を救う翼」は、救命率の向上のために全力で活動しています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。



消防局指揮統制課 Tel 222-0700

**第17回消防ポンプ操法認定審査会を開催**

8月5日、川島町上猪地内の埼玉県中央防災基地において、川越市消防団と川島町消防団で構成される埼玉県消防協会川越支部が主催となり、同審査会が開催されました。



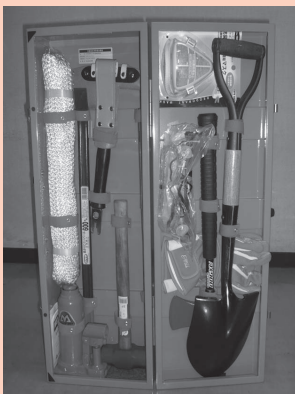
素早く延長したホースで放水をする消防団員

審査会には川越市消防団、川島町消防団の全分団から各1隊、計18隊が参加し、火元に見立てた標的を放水で倒すまでの時間を競うとともに、各隊員の規律厳正な姿や動作の正確性など、日頃の訓練成果を発揮しました。

当消防組合職員により「安全・確実・迅速」を基準に審査が行われ、総合力、習熟度に応じた認定証が、参加隊に交付されました。

**消防団に災害活動用資器材を導入**

川越市消防団および川島町消防団では、災害対応力の向上を図るため、全ての分団に災害活動用資器材（救助工具）を導入しました。



専用の格納箱には、災害時に多目的に使用できる10種類もの資器材が収納されています。

**平成24年度申種防火管理新規講習を開催**

消防法施行令第3条第1項に定める甲種防火管理新規講習を次のとおり開催します。

日程 平成24年11月27日・28日の2日間  
午前9時から午後4時

会場 川越市神明町48番地4  
川越地区消防局 3階講堂

経費 教材費 三千四百円

申込日 平成24年11月16日 午前10時から

※消防局・消防署・分署にて配付している申込書に必要事項を記入し、写真（縦4cm×横3cm）を貼り付け、経費を添えて消防局予防課へ申し込みください。

※申込書は当消防組合ホームページからもダウンロードできます。

※電話、郵送での申し込みは受け付けません。

※定員（80名）になり次第締め切ります。

なお、申込時、講習時ともに、駐車場がありませんので、バスなどの公共交通機関をご利用ください。

**消防特別点検でサイレンを鳴らします**

11月18日(日)、川越市総合卸売市場（川越市大袋）で、消防特別点検が実施されます。

当日の午前8時にサイレンが鳴ります。火災などの災害と間違えることのないようお願いいたします。

消防局総務課 Tel 222-0741

**ありがとうございます**

消火、救急活動の協力に対し、消防局長から感謝状が贈られました。

- ◎消火活動協力に貢献
    - 川越市大字的場
    - 川越市大字山田
    - 東松山市大字上唐子
  - ◎救急活動協力に貢献
    - 川越市郭町2丁目
    - 佐藤孝助さん
    - 内田明宏さん
    - 齊藤勇樹さん
    - 筋野泰史さん
- 消防局総務課 Tel 222-0741

**虹色通信 町火消しの強い味方！竜吐水(りゅうどすい)**

竜吐水は、江戸時代から明治時代にかけて火災現場で用いられた、手動ポンプによって放水する消火用具で、18世紀中頃に江戸幕府により江戸の町火消しに配備されたことがはじまりといわれています。

その構造は、荷車に木製の水槽と押し上げ式のポンプを取り付け、ポンプの横木を上下させ放水する仕組みになっています。

空想上の動物で水の化身とされる「竜」が、勢いよく水を吐くように見えたことから、この名前がつけられたそうです。



川島消防署に展示されている竜吐水

川島消防署には、実際に火災現場で活躍した本物の竜吐水が展示されています。その姿は、いにしへの町火消しの心意気をしのばせます。

川島消防署消防課 Tel 297-1979



消防だより  
**虹のマーチ**

2012.11  
第23号

□発行／川越地区消防局 総務課  
〒350-0823川越市神明町48-4 Tel. 049-222-0741  
<http://www.119kawagoechiku.jp/>

火事・救急・救助は**119番** 消防テレホンサービス Tel.223-0700 \*かけまちがいにご注意ください。